

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和6年第1回定例会追加議案の説明

(11)議案第76号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第76号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表（令和6年4月1日分）

資料3 新旧対照表（令和6年6月1日分）

資料4 新旧対照表（改正附則の一部改正）

令和6年2月22日

健康福祉局

## 議案第 76 号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

### 1 条例改正の背景

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）

### 2 改正の主な内容

- (1) 上記 1 に伴い、指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者等が事業所に置かなければならない常勤の管理者について、当該事業所の管理上支障がない場合は、同一敷地内に限らず他の事業所等の職務に従事することができることとするもの
- (2) 上記 1 に伴い、指定特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととするもの
- (3) 上記 1 に伴い、指定短期入所生活介護事業者等は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならないこととするもの

### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行。ただし、上記 2（1）のうち指定訪問看護事業者に係る改正規定は、同年 6 月 1 日から施行

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（令和6年4月1日分）

改正後	改正前
○川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	○川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
平成 24 年 12 月 14 日条例第 81 号	平成 24 年 12 月 14 日条例第 81 号
<b>第 2 章 訪問介護</b>	<b>第 2 章 訪問介護</b>
第 2 節 人員に関する基準	第 2 節 人員に関する基準
(管理者)	(管理者)
第 7 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事させ、 <u>又は他の事業所</u> 、施設等の職務に従事させることができる。	第 7 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は <u>同一敷地内にある</u> 他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
第 3 節 設備に関する基準	第 3 節 設備に関する基準
第 8 条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	第 8 条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
2 指定訪問介護事業者が第 6 条第 2 項に規定する第 1 号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第 1 号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第 1 号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。	2 指定訪問介護事業者が第 6 条第 2 項に規定する第 1 号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第 1 号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第 1 号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第 4 節 運営に関する基準	第 4 節 運営に関する基準
(内容及び手続の説明及び同意)	(内容及び手続の説明及び同意)
第 9 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あら	第 9 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あら

<p>かじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 30 条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>かじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 30 条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>
<p>2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	<p>2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>
<p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p>	<p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p>
<p>ア 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて前項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>	<p>ア 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて前項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>
<p>イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p>	<p>イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p>
<p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 277 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに前項に</p>	<p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>

規定する重要事項を記録したものを交付する方法	
3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。	3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
5 指定訪問介護事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	5 指定訪問介護事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
(1) 第2項各号に掲げる方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの	(1) 第2項各号に掲げる方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの
(2) ファイルへの記録の方式	(2) ファイルへの記録の方式
6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
(指定訪問介護の具体的取扱方針)	(指定訪問介護の具体的取扱方針)
第24条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第24条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
(1) 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。	(1) 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
(2) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、	(2) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、

利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
<u>(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(5) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u>	<u>(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u>
<u>(6) 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。</u>	<u>(4) 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。</u>
(業務継続計画の策定等)	(業務継続計画の策定等)
第 32 条の 2 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	第 32 条の 2 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
(掲示)	(掲示)
第 34 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービ	第 34 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービ

<p>スの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を掲示しなければならない。</p>	<p>スの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
<p>2 指定訪問介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>
<p><u>3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第 42 条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>第 42 条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p>
<p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p>	<p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p>
<p>(1) 訪問介護計画</p>	<p>(1) 訪問介護計画</p>
<p>(2) 第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>(2) 第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>
<p><u>(3) 第 24 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(4) 第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録</u></p>	<p>(3) 第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録</p>
<p><u>(5) 第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</u></p>	<p>(4) 第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</p>
<p><u>(6) 第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>	<p>(5) 第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>第 5 節 共生型居宅サービスに関する基準</p>	<p>第 5 節 共生型居宅サービスに関する基準</p>
<p>第 6 節 基準該当居宅サービスに関する基準</p>	<p>第 6 節 基準該当居宅サービスに関する基準</p>
<p>(訪問介護員等の員数)</p>	<p>(訪問介護員等の員数)</p>
<p>第 43 条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当する</p>	<p>第 43 条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当する</p>

サービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は施行令第3条第1項に規定する者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。	サービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は施行令第3条第1項に規定する者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。
2 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。	2 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
3 基準該当訪問介護の事業と第1号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。	3 基準該当訪問介護の事業と第1号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。
（管理者）	（管理者）
第44条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は <del>（削除）</del> 他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	第44条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は <u>同一敷地内にある</u> 他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
第3章 訪問入浴介護	第3章 訪問入浴介護
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
（管理者）	（管理者）
第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は <del>（削除）</del> 他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は <u>同一敷地内にある</u> 他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。



第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準
(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)	(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)
第54条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第54条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
(1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供するものとする。	(1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供するものとする。
(2) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	(2) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
<u>(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>	(新設)
<u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>	(新設)
(5) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。	(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
(6) 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人以上及び介護職員2人以上をもって行うものとし、これらの者のうち1人をサービスの提供の責任者としなければならない。ただし、利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。	(4) 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人以上及び介護職員2人以上をもって行うものとし、これらの者のうち1人をサービスの提供の責任者としなければならない。ただし、利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
(7) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの	(5) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの

提供ごとに消毒したものを使用しなければならない。	提供ごとに消毒したものを使用しなければならない。
(記録の整備)	(記録の整備)
第 58 条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。	第 58 条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。	2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
(1) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(1) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
<u>(2) 第 54 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u>	<u>(新設)</u>
<u>(3)</u> 次条において準用する第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録	<u>(2)</u> 次条において準用する第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録
<u>(4)</u> 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録	<u>(3)</u> 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録
<u>(5)</u> 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<u>(4)</u> 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
第 5 節 基準該当居宅サービスに関する基準	第 5 節 基準該当居宅サービスに関する基準
(管理者)	(管理者)
第 61 条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は <u>(削除)</u> 他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	第 61 条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は <u>同一敷地内にある</u> 他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
第 7 章 通所介護	第 7 章 通所介護
第 1 節 基本方針	第 1 節 基本方針

第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
(4) 機能訓練指導員 1人以上	(4) 機能訓練指導員 1人以上
(管理者)	(管理者)
第101条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は(削除)他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	第101条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は <u>同一敷地内にある</u> 他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準
(指定通所介護の具体的取扱方針)	(指定通所介護の具体的取扱方針)
第105条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第105条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
(1) 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。	(1) 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
(2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	(2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
(3) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 <u>身体的拘束等</u> を行ってはならない。	(3) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 <u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)</u> を行ってはならない。
(4) 指定通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	(4) 指定通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
(5) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適	(5) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切

切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。	な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
(6) 指定通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えなければならない。	(6) 指定通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えなければならない。
(記録の整備)	(記録の整備)
第112条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。	第112条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1) 通所介護計画	(1) 通所介護計画
(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3) 第105条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	(3) 第105条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録	(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録
(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
第5節 共生型居宅サービスに関する基準	第5節 共生型居宅サービスに関する基準
第6節 基準該当居宅サービスに関する基準	第6節 基準該当居宅サービスに関する基準

(管理者)	(管理者)
第 133 条 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は(削除)他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	第 133 条 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
第 9 章 短期入所生活介護	第 9 章 短期入所生活介護
第 1 節 基本方針	第 1 節 基本方針
第 2 節 人員に関する基準	第 2 節 人員に関する基準
(管理者)	(管理者)
第 149 条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は(削除)他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	第 149 条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
第 3 節 設備に関する基準	第 3 節 設備に関する基準
第 4 節 運営に関する基準	第 4 節 運営に関する基準
(指定短期入所生活介護の取扱方針)	(指定短期入所生活介護の取扱方針)
第 155 条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。	第 155 条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第 1 項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第 1 項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法	3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法

等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
<u>6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>	(新設)
<u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u>	(新設)
<u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u>	(新設)
<u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u>	(新設)
7 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
<u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u>	(新設)
<u>第166条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。</u>	(新設)
(記録の整備)	(記録の整備)

第 167 条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。	第 167 条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。	2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
(1) 短期入所生活介護計画	(1) 短期入所生活介護計画
(2) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3) 第 155 条第 5 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	(3) 第 155 条第 5 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(4) 次条において準用する第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録	(4) 次条において準用する第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録
(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録	(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録
(6) 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(6) 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
第 5 節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第 5 節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第 1 款 この節の趣旨及び基本方針	第 1 款 この節の趣旨及び基本方針
第 2 款 設備に関する基準	第 2 款 設備に関する基準
第 3 款 運営に関する基準	第 3 款 運営に関する基準
(指定短期入所生活介護の取扱方針)	(指定短期入所生活介護の取扱方針)
第 174 条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければ	第 174 条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければ

ならない。	ならない。
2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。	2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。	3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。	4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
<u>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>	(新設)
<u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u>	(新設)
<u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u>	(新設)
<u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u>	(新設)



<p><u>9</u> ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p><u>8</u> ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第 179 条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>第 179 条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
<p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。</p>	<p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。</p>
<p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p>	<p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p>
<p>(2) 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p>	<p>(2) 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p>
<p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>	<p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>
<p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>
<p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>

<p><u>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>第6節 共生型居宅サービスに関する基準</p>	<p>第6節 共生型居宅サービスに関する基準</p>
<p>第7節 基準該当居宅サービスに関する基準</p>	<p>第7節 基準該当居宅サービスに関する基準</p>
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>
<p>第184条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は(削除)他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>第184条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>
<p>第10章 短期入所療養介護</p>	<p>第10章 短期入所療養介護</p>
<p>第1節 基本方針</p>	<p>第1節 基本方針</p>
<p>第2節 人員に関する基準</p>	<p>第2節 人員に関する基準</p>
<p>第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</p>	<p>第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看</p>	<p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看</p>

<p>護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第 176 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第 175 条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第 202 条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。</p>	<p>護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第 176 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第 175 条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第 202 条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。</u></p>
<p><u>(2) 療養病床（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（<u>削除</u>）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、そ</u></p>	<p><u>(3) 療養病床（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（<u>前号に該当するものを除く。</u>）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は</u></p>

<p>それぞれ療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。</p>	<p>作業療法士の員数は、それぞれ療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。</p>
<p><b>(3)</b> 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者（<b>削除</b>）の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員又は介護職員を1人以上配置していること。</p>	<p><b>(4)</b> 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者<b>及び入院患者</b>の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員又は介護職員を1人以上配置していること。</p>
<p><b>(4)</b> 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。</p>	<p><b>(5)</b> 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。</p>
<p>2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第176条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	<p>2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第176条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>
<p>第3節 設備に関する基準</p>	<p>第3節 設備に関する基準</p>
<p>第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第79号）第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有</p>	<p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第79号）第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有</p>

<p>することとする。</p>	<p>することとする。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第80号）第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。</u></p>
<p><u>(2)</u> 療養病床を有する病院又は診療所 <u>(削除)</u> である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。</p>	<p><u>(3)</u> 療養病床を有する病院又は診療所 <u>(前号に該当するものを除く。)</u> である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。</p>
<p><u>(3)</u> 診療所 <u>(前号に該当するものを除く。)</u> である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。</p>	<p><u>(4)</u> 診療所 <u>(前2号に該当するものを除く。)</u> である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。</p>
<p>ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。</p>	<p>ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。</p>
<p>イ 浴室を有すること。</p>	<p>イ 浴室を有すること。</p>
<p>ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。</p>	<p>ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。</p>
<p><u>(4)</u> 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年川崎市条例第25号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。</p>	<p><u>(5)</u> 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年川崎市条例第25号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。</p>
<p>2 <u>前項第2号又は第3号</u>に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。</p>	<p>2 <u>前項第3号又は第4号</u>に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。</p>
<p>3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予</p>	<p>3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予</p>

防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第177条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。	防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第177条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準
(対象者)	(対象者)
第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室 <u>又は診療所</u> の指定短期入所療養介護を提供する病室 <u>(削除)</u> において指定短期入所療養介護を提供するものとする。	第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、 <u>診療所</u> の指定短期入所療養介護を提供する病室 <u>又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)</u> において指定短期入所療養介護を提供するものとする。
(指定短期入所療養介護の取扱方針)	(指定短期入所療養介護の取扱方針)
第194条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を適切に行わなければならない。	第194条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を適切に行わなければならない。
2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配意して行わなければならない。	2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配意して行わなければならない。
3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。	3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
5 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	5 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
<u>6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u>	
<u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u>	
<u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u>	
<u>7 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u>	<u>6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u>
(短期入所療養介護計画の作成)	(短期入所療養介護計画の作成)
第195条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及び置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画(以下「短期入所療養介護計画」という。)を作成しなければならない。	第195条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及び置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画(以下「短期入所療養介護計画」という。)を作成しなければならない。
2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場	2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場

合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。	合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。
3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。	3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。	4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
(定員の遵守)	(定員の遵守)
第 202 条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	第 202 条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数	(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数	(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数
(3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数	(3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数	(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
(記録の整備)	(記録の整備)
第 203 条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。	第 203 条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。



2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1) 短期入所療養介護計画	(1) 短期入所療養介護計画
(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3) 第194条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	(3) 第194条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録	(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録
(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)	(準用)
第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条、第38条、第39条(第2項を除く。)から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項、 <u>第166条及び第166条の2</u> の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第14条中「心身」とあるのは「病状、心身」と、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第201条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテ	第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条、第38条、第39条(第2項を除く。)から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項 <u>及び第166条</u> の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第14条中「心身」とあるのは「病状、心身」と、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第201条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」と

シヨン従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。	あるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。
第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針	第1款 この節の趣旨及び基本方針
第2款 設備に関する基準	第2款 設備に関する基準
第207条 <u>介護老人保健施設である</u> ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、 <u>介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。</u>	第207条 <u>（追加）</u> ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、 <u>次のとおりとする。</u>
<u>（削除）</u>	<u>（1） 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。</u>
<u>（削除）</u>	<u>（2） 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。</u>
<u>（削除）</u>	<u>（3） 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。</u>
<u>（削除）</u>	<u>（4） 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に</u>

	<u>関するものに限る。)を有することとする。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。</u>
<u>2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</u>	<u>(新設)</u>
<u>ア ユニット</u>	
<u>(ア) 病室</u>	<u>(新設)</u>
<u>a 1の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u>	<u>(新設)</u>
<u>b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u>	<u>(新設)</u>
<u>c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</u>	<u>(新設)</u>
<u>d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(イ) 共同生活室</u>	<u>(新設)</u>
<u>a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</u>	<u>(新設)</u>

b <u>1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</u>	(新設)
c <u>必要な設備及び備品を備えること。</u>	(新設)
(ウ) <u>洗面設備</u>	(新設)
a <u>病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u>	(新設)
b <u>身体の不自由な者の使用に適したものとすること。</u>	(新設)
(エ) <u>便所</u>	
a <u>病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u>	(新設)
b <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。</u>	(新設)
イ <u>廊下</u>	(5) <u>介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。</u>
<u>幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。</u>	(新設)
ウ <u>機能訓練室</u>	(新設)
<u>のり 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。</u>	(新設)
エ <u>浴室</u>	(新設)
<u>身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。</u>	(新設)
(3) <u>前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者</u>	(新設)

<u>に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u>	
<u>(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。</u>	<u>(新設)</u>
<u>3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</u>	<u>(新設)</u>
<u>ア ユニット</u>	<u>(新設)</u>
<u>(ア) 病室</u>	<u>(新設)</u>
<u>a 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u>	
<u>b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする</u> <u>こと。</u>	<u>(新設)</u>
<u>c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、</u> <u>aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u>	<u>(新設)</u>
<u>d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(イ) 共同生活室</u>	<u>(新設)</u>

a <u>共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</u>	(新設)
b <u>1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</u>	(新設)
c <u>必要な設備及び備品を備えること。</u>	(新設)
(ウ) <u>洗面設備</u>	(新設)
a <u>病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u>	(新設)
b <u>身体の不自由な者の使用に適したものとすること。</u>	(新設)
(エ) <u>便所</u>	(新設)
a <u>病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u>	(新設)
b <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。</u>	
イ <u>廊下幅</u>	(新設)
<u>幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。</u>	(新設)
ウ <u>機能訓練室</u>	(新設)
<u>機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。</u>	(新設)
エ <u>浴室</u>	(新設)
<u>身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。</u>	(新設)
(3) <u>前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでな</u>	(新設)

い。	
<u>(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同省令第21条第3号に規定する食堂とみなす。</u>	(新設)
<u>(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。</u>	(新設)
<u>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。</u>	
<u>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第194条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第192条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第194条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</u>	<u>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第194条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第192条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第194条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。</u>
第3款 運営に関する基準	第3款 運営に関する基準
(指定短期入所療養介護の取扱方針)	(指定短期入所療養介護の取扱方針)
第209条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。	第209条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役	2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役

割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。	割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。	3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。	4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
<u>8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u>	
<u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u>	
<u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u>	
9 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない	8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない



い。	い。
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第214条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	第214条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。	2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。
(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。	(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。	(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
<u>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u>	<u>(新設)</u>

<p><u>6</u> ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><u>5</u> ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(定員の遵守)</p>	<p>(定員の遵守)</p>
<p>第 215 条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第 215 条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>
<p>(1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数</p>	<p>(1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数</u></p>
<p><u>(2)</u> ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした</p>	<p><u>(3)</u> ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした</p>

場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数	場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
第11章 特定施設入居者生活介護	第11章 特定施設入居者生活介護
第1節 基本方針	第1節 基本方針
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第218条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。	第218条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。
(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上	(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上
(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員	(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員
ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること。	ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること。
イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。	イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
(ア) 利用者の数が30人以下の指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人以上	(ア) 利用者の数が30人以下の指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人以上
(イ) 利用者の数が30人を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人に利用者の数が30人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上	(イ) 利用者の数が30人を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人に利用者の数が30人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上
ウ 常に1人以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。	ウ 常に1人以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。
(3) 機能訓練指導員 1人以上	(3) 機能訓練指導員 1人以上
(4) 計画作成担当者 1人以上とし、利用者の数が100人を超える場合にあっては、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。	(4) 計画作成担当者 1人以上とし、利用者の数が100人を超える場合にあっては、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。

<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第 205 条第 2 項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条第 1 項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。</p>	<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第 205 条第 2 項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条第 1 項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。</p>
<p>(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が 100 人又はその端数を増すごとに 1 人以上</p>	<p>(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が 100 人又はその端数を増すごとに 1 人以上</p>
<p>(2) 看護職員又は介護職員</p>	<p>(2) 看護職員又は介護職員</p>
<p>ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に 10 分の 3 を乗じて得た数の合計数が 3 人又はその端数を増すごとに 1 人以上であること。</p>	<p>ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に 10 分の 3 を乗じて得た数の合計数が 3 人又はその端数を増すごとに 1 人以上であること。</p>
<p>イ 看護職員の数は次のとおりとすること。</p>	<p>イ 看護職員の数は次のとおりとすること。</p>
<p>(ア) 総利用者数が 30 人以下の指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、1 人以上</p>	<p>(ア) 総利用者数が 30 人以下の指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、1 人以上</p>
<p>(イ) 総利用者数が 30 人を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、1 人に総利用者数が 30 人を超えて 50 人又はその端数を増すごとに 1 人を加えた員数以上</p>	<p>(イ) 総利用者数が 30 人を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、1 人に総利用者数が 30 人を超えて 50 人又はその端数を増すごとに 1 人を加えた員数以上</p>
<p>ウ 常に 1 人以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。</p>	<p>ウ 常に 1 人以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。</p>
<p>(3) 機能訓練指導員 1 人以上</p>	<p>(3) 機能訓練指導員 1 人以上</p>

<p>(4) 計画作成担当者 1人以上とし、総利用者数が100人を超える場合にあっては、総利用者数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。</p>	<p>(4) 計画作成担当者 1人以上とし、総利用者数が100人を超える場合にあっては、総利用者数が100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数を標準とする。</p>
<p>3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p>	<p>3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p>
<p>4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</p>
<p>6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができる。</p>	<p>6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができる。</p>
<p>7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画(第2項に規定する場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。</p>	<p>7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画(第2項に規定する場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。</p>
<p>8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。</p>	<p>8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。</p>

<u>9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1人」とあるのは、「0.9人」とする。</u>	(新設)
<u>(1)第237条において準用する第166条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u>	(新設)
<u>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</u>	(新設)
<u>イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u>	(新設)
<u>ウ 緊急時の体制整備</u>	(新設)
<u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検</u>	(新設)
<u>オ 特定施設従業者に対する研修</u>	(新設)
<u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u>	(新設)
<u>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u>	(新設)
<u>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u>	(新設)
(管理者)	(管理者)
第219条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は(削除)他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	第219条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は <u>同一敷地内にある</u> 他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準

第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準
(介護)	(介護)
第228条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしななければならない。 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。	第228条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしななければならない。 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
<u>(口腔衛生の管理)</u>	
<u>第228条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u>	<u>(新設)</u>
(協力医療機関等)	(協力医療機関等)
第234条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。 <u>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u>	第234条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。 <u>(新設)</u>
<u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u>	<u>(新設)</u>

<u>(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u>	(新設)
<u>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u>	(新設)
<u>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u>	(新設)
<u>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u>	(新設)
<u>6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u>	(新設)
<u>7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u>	<u>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u>
(地域との連携等)	(地域との連携等)
(記録の整備)	(記録の整備)
第236条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。	第236条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。
2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日か	2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日か



ら5年間保存しなければならない。	ら5年間保存しなければならない。
(1) 特定施設サービス計画	(1) 特定施設サービス計画
(2) 第224条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2) 第224条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3) 第226条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	(3) 第226条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(4) 第233条第3項の規定による結果等の記録	(4) 第233条第3項の規定による結果等の記録
(5) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録	(5) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録
(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)	(準用)
第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、 <u>第159条及び第166条の2</u> の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第232条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。	第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条 <u>及び第159条</u> の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第232条に規定する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。
第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針	第1款 この節の趣旨及び基本方針
第2款 人員に関する基準	第2款 人員に関する基準
(管理者)	(管理者)
第241条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は(削除)他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	第241条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
第3款 設備に関する基準	第3款 設備に関する基準
第4款 運営に関する基準	第4款 運営に関する基準
(記録の整備)	(記録の整備)
第247条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならない。	第247条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならない。
2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1) 特定施設サービス計画	(1) 特定施設サービス計画
(2) 第244条第2項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録	(2) 第244条第2項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
(3) 前条第8項の規定による結果等の記録	(3) 前条第8項の規定による結果等の記録
(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録	(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録
(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(6) 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(7) 次条において準用する第 224 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(7) 次条において準用する第 224 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
(8) 次条において準用する第 226 条第 5 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	(8) 次条において準用する第 226 条第 5 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(9) 次条において準用する第 233 条第 3 項の規定による結果等の記録	(9) 次条において準用する第 233 条第 3 項の規定による結果等の記録
<b>第 12 章 福祉用具貸与</b>	<b>第 12 章 福祉用具貸与</b>
<b>第 1 節 基本方針</b>	<b>第 1 節 基本方針</b>
第 249 条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第 8 条第 12 項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。	第 249 条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第 8 条第 12 項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。
<b>第 2 節 人員に関する基準</b>	<b>第 2 節 人員に関する基準</b>
(管理者)	(管理者)
第 251 条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事させ、又は(削除)他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	第 251 条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事させ、又は <u>同一敷地内にある</u> 他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準
(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)	(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)
第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。
(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る利用者の同意を得るものとする。	(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る利用者の同意を得るものとする。
<u>(2) 福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当するもの(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。</u>	<u>(2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。</u>
<u>(4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。</u>	<u>(3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。</u>

<p><u>(5)</u> 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。</p>	<p><u>(4)</u> 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。</p>
<p><u>(6)</u> <u>指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(7)</u> <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(8)</u> 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が当該居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p><u>(5)</u> 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が当該居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p><u>(9)</u> 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者提供するものとする。</p>	<p><u>(6)</u> 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者提供するものとする。</p>
<p>(福祉用具貸与計画の作成)</p>	<p>(福祉用具貸与計画の作成)</p>
<p>第 256 条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、<u>福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画</u>を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第 274 条第 1 項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。</p>	<p>第 256 条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの<u>内容等を記載した計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）</u>を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第 274 条第 1 項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。</p>
<p>2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>	<p>2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>

3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。	3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。	4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。
<u>5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。</u>	(新設)
<u>6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。</u>	(新設)
<u>7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</u>	<u>5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</u>
<u>8 第1項から第4項までの規定は、前項の規定による福祉用具貸与計画の変更について準用する。</u>	<u>6 第1項から第4項までの規定は、前項の規定による福祉用具貸与計画の変更について準用する。</u>
(掲示及び目録の備え付け)	(掲示及び目録の備え付け)
第261条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <u>(以下この条において「重要事項」という。)</u> を掲示しなければならない。	第261条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2 指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができ

	る。
<u>3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u>	<u>(新設)</u>
4 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。	3 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。
(記録の整備)	(記録の整備)
第 262 条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。	第 262 条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。
2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。	2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
(1) 福祉用具貸与計画	(1) 福祉用具貸与計画
(2) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
<u>(3) 第 255 条第 7 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u>	<u>(新設)</u>
<u>(4) 第 260 条第 4 項の規定による結果等の記録</u>	<u>(3) 第 260 条第 4 項の規定による結果等の記録</u>
<u>(5) 次条において準用する第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録</u>	<u>(4) 次条において準用する第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録</u>
<u>(6) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</u>	<u>(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</u>
<u>(7) 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>	<u>(6) 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>
第 5 節 基準該当居宅サービスに関する基準	第 5 節 基準該当居宅サービスに関する基準

第13章 特定福祉用具販売	第13章 特定福祉用具販売
第1節 基本方針	第1節 基本方針
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
(管理者)	(管理者)
<p>第268条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事させ、又は(削除)他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>第268条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>
第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準
(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)	(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)
<p>第273条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第273条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る利用者の同意を得るものとする。</p>	<p>(1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る利用者の同意を得るものとする。</p>
<p><u>(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うも</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>



<u>のとする。</u>	
<u>(3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。</u>	<u>(2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。</u>
<u>(4) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用法、使用上の留意事項等を記載した文書を当該利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。</u>	<u>(3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用法、使用上の留意事項等を記載した文書を当該利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。</u>
<u>(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(8) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずるものとする。</u>	<u>(4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずるものとする。</u>
(特定福祉用具販売計画の作成)	(特定福祉用具販売計画の作成)
第 274 条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「特定福祉用具販売計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとし	第 274 条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「特定福祉用具販売計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとし

て作成しなければならない。	て作成しなければならない。
2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。	2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。
3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。	3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。	4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。
<u>5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。</u>	(新設)
(記録の整備)	(記録の整備)
第 275 条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。	第 275 条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。
2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。	2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
(1) 特定福祉用具販売計画	(1) 特定福祉用具販売計画
(2) 第 270 条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2) 第 270 条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
<u>(3) 第 273 条第 7 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u>	(新設)
<u>(4) 次条において準用する第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録</u>	(3) 次条において準用する第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録
<u>(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</u>	(4) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録
<u>(6) 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び</u>	(5) 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び

事故に際して採った処置についての記録	事故に際して採った処置についての記録
第 14 章 雑則	第 14 章 雑則
(電磁的記録等)	(電磁的記録等)
<p>第 277 条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第 12 条第 1 項（第 42 条の 3、第 47 条、第 59 条、第 63 条、第 79 条、第 89 条、第 98 条、第 113 条、第 115 条、第 135 条、第 146 条、第 168 条（第 181 条において準用する場合を含む。）、第 181 条の 3、第 188 条、第 204 条（第 216 条において準用する場合を含む。）、第 237 条、第 248 条、第 263 条、第 265 条及び前条において準用する場合を含む。）及び第 224 条第 1 項（第 248 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p>	<p>第 277 条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第 12 条第 1 項（第 42 条の 3、第 47 条、第 59 条、第 63 条、第 79 条、第 89 条、第 98 条、第 113 条、第 115 条、第 135 条、第 146 条、第 168 条（第 181 条において準用する場合を含む。）、第 181 条の 3、第 188 条、第 204 条（第 216 条において準用する場合を含む。）、第 237 条、第 248 条、第 263 条、第 265 条及び前条において準用する場合を含む。）及び第 224 条第 1 項（第 248 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録<u>（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）</u>により行うことができる。</p>
<p>2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	<p>2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（令和6年6月1日施行分）

改正後	改正前
○川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	○川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
平成24年12月14日条例第81号	平成24年12月14日条例第81号
<b>第4章 訪問看護</b>	<b>第4章 訪問看護</b>
第1節 基本方針	第1節 基本方針
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
（管理者）	（管理者）
第66条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は(削除)他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	第66条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は <u>同一敷地内にある</u> 他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。	2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。	3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。
第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準
（指定訪問看護の具体的取扱方針）	（指定訪問看護の具体的取扱方針）
第72条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第72条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
（1） 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第74条第1項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能	（1） 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第74条第1項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能

の維持回復を図るよう適切に行うものとする。	の維持回復を図るよう適切に行うものとする。
(2) 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。	(2) 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
<u>(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>	(新設)
<u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>	(新設)
(5) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行うものとする。	(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行うものとする。
(6) 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。	(4) 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。
(7) 特殊な看護等を行ってはならない。	(5) 特殊な看護等を行ってはならない。
(記録の整備)	(記録の整備)
第 78 条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。	第 78 条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。	2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
(1) 第 73 条第 2 項に規定する主治の医師による指示の文書	(1) 第 73 条第 2 項に規定する主治の医師による指示の文書
(2) 訪問看護計画書	(2) 訪問看護計画書
(3) 訪問看護報告書	(3) 訪問看護報告書
(4) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的	(4) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的

なサービスの内容等の記録	なサービスの内容等の記録
<u>(5) 第72条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u>	<u>(新設)</u>
<u>(6) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録</u>	<u>(5) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録</u>
<u>(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u>	<u>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u>
<u>(8) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>	<u>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>
<b>第5章 訪問リハビリテーション</b>	<b>第5章 訪問リハビリテーション</b>
第1節 基本方針	第1節 基本方針
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
第81条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。	第81条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1人以上の員数	(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1人以上の員数
(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上	(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上
2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。	2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。
<u>3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護</u>	<u>(新設)</u>

<p><u>医療院基準」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。</u></p>	
<p><u>4</u> 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項<u>から第3項まで</u>に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>前3項</u>に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	<p><u>3</u> 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第80条<u>第1項</u>に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項</u>に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>
<p>第3節 設備に関する基準</p>	<p>第3節 設備に関する基準</p>
<p>第4節 運営に関する基準</p>	<p>第4節 運営に関する基準</p>
<p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p>	<p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p>
<p>第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。</p>	<p>(1) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。</p>
<p>(2) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。</p>	<p>(2) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。</p>
<p><u>(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

<p><u>他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p>	
<p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(5) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。</u></p>	<p><u>(3) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。</u></p>
<p><u>(6) それぞれの利用者について、次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しなければならない。</u></p>	<p><u>(4) それぞれの利用者について、次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しなければならない。</u></p>
<p><u>(7) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。</u></p>	<p><u>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。</u></p>
<p><u>(訪問リハビリテーション計画の作成)</u></p>	<p><u>(訪問リハビリテーション計画の作成)</u></p>
<p>第86条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサ</p>	<p>第86条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサ</p>



<p>ービスの内容等を記載した計画（以下「訪問リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。</p>	<p>ービスの内容等を記載した計画（以下「訪問リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。</p>
<p>2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。</p>	<p>2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。</p>
<p>3 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>3 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。</p>
<p><u>4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>4 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p>
<p>6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第141条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	<p>5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第141条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>

第 88 条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。	第 88 条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。	2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
(1) 訪問リハビリテーション計画	(1) 訪問リハビリテーション計画
(2) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
<u>(3) 第 85 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u>	<u>(新設)</u>
<u>(4) 次条において準用する第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録</u>	<u>(3)</u> 次条において準用する第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録
<u>(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</u>	<u>(4)</u> 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録
<u>(6) 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>	<u>(5)</u> 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
第 6 章 居宅療養管理指導	第 6 章 居宅療養管理指導
第 1 節 基本方針	第 1 節 基本方針
第 2 節 人員に関する基準	第 2 節 人員に関する基準
第 3 節 設備に関する基準	第 3 節 設備に関する基準
第 4 節 運営に関する基準	第 4 節 運営に関する基準
(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)	(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)
第 95 条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第 95 条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又	(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又

は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供及び利用者又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。	は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供及び利用者又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。
(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。	(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。
(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。	(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。
<u>(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>	<u>(新設)</u>
(6) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。	(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
(7) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。	(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
(8) 前号の規定にかかわらず、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合における居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対	(6) 前号の規定にかかわらず、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合における居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対

<p>する情報提供又は助言については、原則として、その内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p>	<p>する情報提供又は助言については、原則として、その内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p>
<p><u>(9)</u> それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録するものとする。</p>	<p><u>(7)</u> それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録するものとする。</p>
<p>2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。</p>	<p>(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。</p>
<p>(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導、説明又は助言を行うものとする。</p>	<p>(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導、説明又は助言を行うものとする。</p>
<p><u>(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(5) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。</u></p>	<p><u>(3)</u> 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。</p>
<p><u>(6) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。</u></p>	<p><u>(4)</u> 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。</p>

<p>(7) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。</p>	<p>(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。</p>
<p>(8) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p>	<p>(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p>
<p>(9) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。</p>	<p>(7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。</p>
<p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。</p>	<p>(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。</p>
<p>(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導、説明又は助言を行うものとする。</p>	<p>(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導、説明又は助言を行うものとする。</p>
<p><u>(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(5) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。</p>	<p>(3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。</p>
<p>(6) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容</p>	<p>(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容</p>

について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。	について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。
(記録の整備)	(記録の整備)
第 97 条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。	第 97 条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。	2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
(1) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(1) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
<u>(2) 第 95 条第 1 項第 5 号、第 2 項第 4 号及び第 3 項第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u>	<u>(新設)</u>
<u>(3)</u> 次条において準用する第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録	<u>(2)</u> 次条において準用する第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録
<u>(4)</u> 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録	<u>(3)</u> 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録
<u>(5)</u> 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<u>(4)</u> 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
第 8 章 通所リハビリテーション	第 8 章 通所リハビリテーション
第 1 節 基本方針	第 1 節 基本方針
第 2 節 人員に関する基準	第 2 節 人員に関する基準
第 137 条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。	第 137 条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

<p>(1) 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1人以上の員数</p>	<p>(1) 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1人以上の員数</p>
<p>(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる員数</p>	<p>(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる員数</p>
<p>ア 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第118条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が10人以下の場合にあつてはその提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1人以上、利用者の数が10人を超える場合にあつては、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員が利用者の数を10で除して得た員数以上確保されていること。</p>	<p>ア 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第118条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が10人以下の場合にあつてはその提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1人以上、利用者の数が10人を超える場合にあつては、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員が利用者の数を10で除して得た員数以上確保されていること。</p>
<p>イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100人又はその端数を増すごとに1人以上確保されていること。</p>	<p>イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100人又はその端数を増すごとに1人以上確保されていること。</p>
<p>2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。</p>	<p>2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。</p>

<p>(1) 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が 10 人以下の場合にあっては提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が 1 人以上、利用者の数が 10 人を超える場合にあっては提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が利用者の数を 10 で除して得た員数以上確保されていること。</p>	<p>(1) 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が 10 人以下の場合にあっては提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が 1 人以上、利用者の数が 10 人を超える場合にあっては提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が利用者の数を 10 で除して得た員数以上確保されていること。</p>
<p>(2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに 1 年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1 人以上確保されること。</p>	<p>(2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに 1 年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1 人以上確保されること。</p>
<p>3 第 1 項第 1 号の医師は、常勤でなければならない。</p>	<p>3 第 1 項第 1 号の医師は、常勤でなければならない。</p>
<p><u>4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>5</u> 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第 119 条第 1 項から<u>第 4 項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>前各項</u>に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	<p><u>4</u> 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第 119 条第 1 項から<u>第 3 項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>前 3 項</u>に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>
<p>第 4 節 運営に関する基準</p>	<p>第 4 節 運営に関する基準</p>
<p>(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p>	<p>(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p>



第 140 条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。	第 140 条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。
(1) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第 1 項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。	(1) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第 1 項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。
(2) 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。	(2) 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
(3) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	(3) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
(5) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えなければならない。	(5) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えなければならない。
(6) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。	(6) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。
(通所リハビリテーション計画の作成)	(通所リハビリテーション計画の作成)

<p>第 141 条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「通所リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。</p>	<p>第 141 条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「通所リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。</p>
<p>2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。</p>	<p>2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。</p>
<p>3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。</p>
<p><u>4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>5 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p>
<p>6 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しなければならない。</p>	<p>5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しなければならない。</p>
<p>7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえ</p>	<p>6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえ</p>

<p>たリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第 86 条第 1 項から第 5 項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 5 項までに規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	<p>たリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第 86 条第 1 項から第 4 項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 4 項までに規定する基準を満たしているものとみなす。</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第 145 条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>第 145 条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p>
<p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p>	<p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p>
<p>(1) 通所リハビリテーション計画</p>	<p>(1) 通所リハビリテーション計画</p>
<p>(2) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>(2) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>
<p>(3) 第 140 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>	<p>(3) 第 140 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>
<p>(4) 次条において準用する第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録</p>	<p>(4) 次条において準用する第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録</p>
<p>(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</p>	<p>(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</p>
<p>(6) 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(6) 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p><b>第 10 章 短期入所療養介護</b></p>	<p><b>第 10 章 短期入所療養介護</b></p>
<p>第 1 節 基本方針</p>	<p>第 1 節 基本方針</p>
<p>第 3 節 設備に関する基準</p>	<p>第 3 節 設備に関する基準</p>
<p>第 191 条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第 191 条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p>

<p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第79号)第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。</p>	<p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第79号)第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。</p>
<p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。</p>	<p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。</p>
<p>(3) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。</p>	<p>(3) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。</p>
<p>ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。</p>	<p>ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。</p>
<p>イ 浴室を有すること。</p>	<p>イ 浴室を有すること。</p>
<p>ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。</p>	<p>ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。</p>
<p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年川崎市条例第25号)第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。</p>	<p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年川崎市条例第25号)第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。</p>

## 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表(改正附則の一部改正)

改正後	改正前
<p>○川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第81号</p> <p>附 則 (令和3年3月24日条例第28号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第4条第3項(新条例第91条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第40条の2(新条例第98条において準用する場合に限る。)の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第96条の規定の適用については同条中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。</p> <p>3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第32条の2(新条例第98条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、新条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</p>	<p>○川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第81号</p> <p>附 則 (令和3年3月24日条例第28号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第4条第3項及び第40条の2(新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(新条例第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(新条例第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第30条(新条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。)、第57条(新条例第63条において準用する場合を含む。)、第77条、第87条、第96条、第107条(第115条及び第135条において準用する場合を含む。)、第143条、第164条(新条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。)、第178条、第201条、第213条、第232条、第245条及び第257条(新条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。)の規定の適用についてはこれらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。</p> <p>3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2(新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(新条例第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(新条例第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第32条の2</p>

改正後	改正前
<p>4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項（新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条及び第276条において準用する場合を含む。）、第111条第2項（新条例第115条、第135条、第168条（新条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第237条及び第248条において準用する場合を含む。）、第144条第2項（新条例第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第260条第6項（新条例第265条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</p>	<p>第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</p> <p>4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項（新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条及び第276条において準用する場合を含む。）、第111条第2項（新条例第115条、第135条、第168条（新条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第237条及び第248条において準用する場合を含む。）、第144条第2項（新条例第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第260条第6項（新条例第265条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</p>
<p>5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第57条の2第3項（新条例第63条において準用する場合を含む。）、第108条第3項（新条例第115条、第135条、第146条、第168条、第181条の3、第188条及び第204条において準用する場合を含む。）、第179条第4項、第214条第4項及び第233条第4項（新条例第248条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</p>	<p>5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第57条の2第3項（新条例第63条において準用する場合を含む。）、第108条第3項（新条例第115条、第135条、第146条、第168条、第181条の3、第188条及び第204条において準用する場合を含む。）、第179条第4項、第214条第4項及び第233条第4項（新条例第248条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</p>
<p>6 施行日以後、当分の間、新条例第171条第6項第1号ア(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業者は、新条例第148条第1項第3号及び第179条第2項に規定する基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</p>	<p>6 施行日以後、当分の間、新条例第171条第6項第1号ア(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業者は、新条例第148条第1項第3号及び第179条第2項に規定する基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</p>
<p>7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の条例第171条第6項第1号ア(オ)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。</p>	<p>7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の条例第171条第6項第1号ア(オ)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。</p>